

議案第 27 号

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例

大田原市道路占用料条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（以下「占有期間」という。）」の次に「（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この項、第4条第1項及び別表の備考第7号において同じ。）」を加える。

第3条第2号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第4条第1項中「許可をしたとき」の次に「（電線共同溝に係る占有にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立したとき（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したときが当該許可をし、又は当該協議が成立したときと異なる場合には、当該敷設工事を開始したとき））」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件		単位	占有料 (単位：円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	350
	第2種電柱		540
	第3種電柱		730
	第1種電話柱		320
	第2種電話柱		500
	第3種電話柱		690
	その他の柱類		32
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630

	郵便差出箱及び信書便差出箱		270	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190	
	外径が1メートル以上のもの		380	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	630	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.010を乗じて得た額
	上空に設ける通路	480		
	地下に設ける通路	290		
	その他のもの	630		
	法第32条第1	祭礼、縁日その他の催しに際し、		占用面積1平方メ

項第6号に掲げる施設	一時的に設けるもの		一トルにつき1日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	500
	旗ざお		1本につき1月	96
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ		1基につき1月	960
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	96

本表に定めのないものについては、その都度市長が定める。

#### 備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。